

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	1 幼児に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

幼児の発達の特性及び興味、関心に即した交通安全指導の年間計画を立て、総合的な活動の中であらゆる機会をとらえ、歩行者としての基本的な事項の習慣や態度を育成するよう、幼児教育センターと連携し、市内の私立幼稚園等の求めに応じて必要な支援を講じていく。

（例えば、道路の安全な横断の仕方、信号の意味と見方、自転車《三輪車を含む》の安全な乗り方等）

交通安全教育の重点事項として

ア 事故から身を守るだけでなく、安全に気を付けて行動するための能力や習慣・態度を幼児の発達の特性にに応じて身に付けさせる。

イ 幼児が安全に行動できるようにするために、日常生活の中、身近な道路で家族や地域との連携を図りながら幼児の交通安全教育を実施する。

(2) 警察

幼児に対する交通安全教育は、基本的な交通ルールや交通マナーの習得、日常生活で安全に道路を通行する基本的な技能及び知識を習得させる。

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

身近な生活における交通安全のきまりに関心を持たせ、安全に行動できる習慣を身に付けさせることを目標に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

2 計画の内容

(1) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

以下の内容を市内の私立幼稚園等が講じていくよう、幼児教育センターと連携し、求めに応じて必要な支援を講じていく。

ア 日常の教育活動のあらゆる場面をとらえて、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭との連携を図りながら具体的な体験を通してくり返し指導を行い、安全に通園しようとする能力・態度を育成し、その習慣化を図る。

イ 交通に関するいろいろな危険な事象に気付かせ、安全に気を付けて行動する能力・態度を育成し、その習慣化を図る。

ウ 幼児の特性を理解し、きめ細かな無理のない計画を立て、直接体験を通して安全に対する基礎的な理解や習慣・態度を養う。

エ 自分たちの身の回りには、いろいろな人たちが働いていることに気付かせるとともに、皆が安全に生活するために努力している人がいることに気付かせ親しませる。

(2) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

歩行者として、道路を安全に利用するための基本的な知識を習得させるため、道路の横断の仕方について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ 保護者等による自主的な交通安全教育の促進

幼児が自らの安全を守るための交通行動の手本とする保護者や日頃から幼児と接する機会の多い幼稚園等の職員による自主的な交通安全教育を推進するため、交通安全アドバイス集等を活用した日常のかつ恒常的な交通安全教育の促進のほか、保護者に対する交通安全講習会等を開催する。

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

- ア 交通安全センター（北九州交通公園）において、道路の渡り方や正しい自転車の乗り方を指導するほか、ダミー人形による衝撃実験や交通安全アニメ映画等を活用した交通安全教室を実施する。
- イ きまりを守り、安全に行動できるよう主に、幼児に対する巡回交通安全教室等を開催する。

3 前年度の実績

(1) 北九州市教育委員会

事業内容	実績
交通安全教室（親子）	4回（公立幼稚園4園、全てで実施）

(2) 警察

幼児に対する交通安全教育実施状況（県下、令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
幼児	831 回	53,511 人

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

区分		園内	園外	合計
保育所・幼稚園	回数	31	42	73
	人数	1,146	2,430	3,576

4 令和7年度の予算額

北九州市（総務市民局安全・安心推進課）
30,542千円（交通安全センター委託料）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	2 小学生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

学校において交通安全教育の年間計画を立て、学校教育活動全体を通じて安全に行動する態度や習慣を身に付けるための指導を一層効果的に進めるとともに、特に交通事故防止に直接つながる事項について、学校や地域の実情に応じた指導の徹底を図る。（例えば、道路への飛び出しの防止、道路の正しい横断の仕方、自転車の点検と安全な乗り方等）

交通安全教育の重点事項として、

ア 諸通達・通知等を通じて安全指導の徹底を図り、生命尊重を基調とする交通安全指導を推進する。

イ 交通安全教育の強化推進のために、地域・PTA等関係諸団体と常に連携を保ち、特に保護者に対し交通安全教育について理解と協力を求めるとともに、交通安全対策について十分話し合い、家庭や地域における計画的な指導を促す。

(2) 警察

小学生に対する交通安全教育は、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路及び交通の状況に応じて、安全に道路を通行するために、道路交通における危険を予測し、これを回避して安全に通行する意識及び能力の向上を図る。

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

児童の心身の発達段階や地域の実情に応じて、安全な歩行、自転車や乗り物の安全な利用、自動車の特徴と安全な行動等を重点に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

2 計画の内容

(1) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

ア 研修会等で諸通達・通知の趣旨を徹底させ指導の充実を図る。

イ 交通安全教育を学級活動や学校行事等に位置付け、計画的に実施し、児童が自ら交通事故防止に努めるようにする。

ウ 交通事情の変動と児童の通学の実態に応じて、通学路及び交通安全施設の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に整備を要望する。

エ 学校における交通安全教育を推進するため、交通安全教室や自転車教室の実施を促進する。

オ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。

カ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を周知し、自転車の安全で適正な利用の促進を図る。

キ 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務やその他関連する法改正等について、適宜学校へ周知するとともに、適切な安全指導を推進する。

(2) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

- ・ 歩行者及び自転車の利用者として、道路を安全に利用するための基本的な知識を習得させるため、横断歩道の横断の仕方、自転車の安全利用等について参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。
- ・ 小学生に自転車の正しい乗り方を身に付けさせ、その習慣化を図ることを目的とした交通安全こども自転車大会を開催する。

イ 保護者等による自主的な交通安全教育の促進

児童が自らの安全を守るための交通行動の手本とする保護者や日頃から児童と接する機会の多い教職員等による自主的な交通安全教育を推進するため、交通安全アドバイス集等を活用した日常のかつ恒常的な交通安全教育を促進する。

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

ア 交通安全センター（北九州交通公園）において、各種交通安全教室を通じて正しい自転車の乗り方を指導するほか、自転車運転免許証制度（平成18年7月から実施）を積極的に推進する。

また、自転車教室やダミー人形による衝撃実験、死角実験を行うほか、交通公園施設を利用した効果的な交通安全教室を実施する。

イ 交通のきまりを学び、安全な行動を身につけさせるために、巡回交通安全教室や自転車教室を開催する。

ウ 新入学児童に交通安全黄色い帽子を贈り、児童、保護者等の交通安全に対する意識を高めるとともに、運転者に対して注意を喚起する。

エ 夜間（薄暮時から）の交通事故防止のため、視認性を高めることについて啓発し、明るい服装や反射材の着用、普及に努める。

3 前年度の実績

(1) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

事業内容	実施状況	
	小学校 126 校	特別支援学校数7 校
通学路の安全点検	126 校（100%）	7 校（100%）
交通安全教室や自転車教室の実施	126 校（100%）	7 校（100%）
交通安全街頭指導	126 校（100%）	7 校（100%）

(2) 警察

小学生に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
小学生	1,744 回	106,531 人

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

小学生全学年への自転車安全利用リーフレットの配布（PDFデータ）

交通公園における交通安全指導（単位：回、人）

区分		園内	園外	合計
小学校・特別支援学校	回数	5	113	118
	人数	102	6,786	6,888

4 令和7年度の予算額

北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

30,542千円

実施機関：北九州市教育委員会（生徒指導課）、警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	3 中学生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

学校において交通安全教育の年間計画を立て、学校教育活動全体を通じて安全に行動する態度や習慣を身に付けるための指導を一層効果的に進めるとともに、特に交通事故防止に直接つながる事項について、学校や地域の実情に応じた指導の徹底を図る。（例えば、自転車の点検と安全な乗り方等）

交通安全教育の重点事項として、

ア 諸通達・通知等を通じて安全指導の徹底を図り、生命尊重を基調とする交通安全指導を推進する。

イ 交通安全教育の強化推進のために、地域、PTA等関係諸団体と常に連携を保ち、特に保護者に対し交通安全教育について理解と協力を求めるとともに、交通安全対策について十分話し合い、家庭や地域における計画的な指導を促す。

(2) 警察

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事項、特に、自転車で安全に通行するために必要な技能及び知識の習得を図る。

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

交通安全についての意識を高め、交通社会の一員としての自覚を持ち、正しい交通マナーやルールを習得させることを目標に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

2 計画の内容

(1) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

ア 研修会等で諸通達・通知の趣旨を徹底させ指導の充実を図る。

イ 交通安全教育を学級活動や学校行事等に位置付け、計画的に実施し、生徒が自ら交通事故防止に努めるようにする。

ウ 交通事情の変動と児童生徒の通学の実態に応じて、通学路及び交通安全施設の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に整備を要望する。

エ 学校における交通安全教育を推進するため、交通安全教室や自転車教育の実施を促進する。

オ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。

カ 中学生全学年を対象とした自転車交通ルール検定の実施

キ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を周知し、自転車の安全で適正な利用の促進を図る。

ク 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務やその他関連する法改正等について、適宜学校へ周知するとともに、適切な安全指導を推進する。

(2) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

関係機関・団体等と連携し、スタントマンにより自転車事故を再現するスケアード・ストレイト教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ 教職員を対象とした交通安全講習会等の開催

学校における自主的な交通安全教育を推進するため、その指導に当たる教職員を対象とした交通安全講習会等を開催する。

ウ 主体的な交通安全教育の促進

関係機関・団体等と連携し、交通安全アドバイス集等を活用した自主的な安全教育の実施を促すとともに、中学校における自転車運転免許制度の導入など、自転車の安全利用意識を醸成する取組について働き掛ける。

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

ア 中学生全学年を対象とした自転車交通ルール検定の配布（PDFデータ）（中学校で実施）

イ 信号無視、夜間の無灯火などの自転車の無謀運転を防止するため、正しい自転車での走行方法や規則、責任について学習する交通安全教室を開催する。

ウ 夜間（薄暮時から）の交通事故防止のため、明るい服装や反射材の着用を促進する。特に、自転車利用時の無灯火の防止、早めの点灯、反射材の装着徹底について啓発に努める。

3 前年度の実績

(1) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

事業内容	実施状況	
	中学校 63校	特別支援学校数 7校
通学路の安全点検	63 校（100%）	7 校（100%）
交通安全教室や自転車教室の実施	63 校（100%）	7 校（100%）
交通安全街頭指導	63 校（100%）	7 校（100%）

(2) 警察

中学生に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
中学生	208 回	48,425 人

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

自転車交通ルール検定 市内中学校 72 校（うち市立以外10 校）、2年生 約 7,400名
交通公園における交通安全指導 中学生の実施なし

4 令和7年度の予算額

北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

30,542千円（交通安全センター管理運営費 委託料）

600千円（自転車交通ルール検定 委託料）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	4 高校生に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

福岡県教育委員会等と連携して、日常生活における交通安全に必要な事項、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識の習得を図る。

(2) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

学校において交通安全教育の年間計画を立て、学校教育活動全体を通じて安全に行動する態度や習慣を身に付けるための指導を一層効果的に進めるとともに、特に交通事故防止に直接つながる事項について、学校や地域の実情に応じた指導の徹底を図る。（例えば、道路への飛び出しの防止、道路の正しい横断の仕方、自転車の点検と安全な乗り方等）

また、交通安全教育の強化推進のために、地域・PTA等関係諸団体と常に連携を保ち、特に保護者に対し交通安全教育について理解と協力を求めるとともに、交通安全対策について十分話し合い、家庭や地域における計画的な指導を促す。

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に通行するために、必要な技能や知識、交通マナーを習得させるとともに、交通社会の一員としての責任を持って行動することができる健全な社会人の育成を目標に、計画的かつ継続的な交通安全教育に努める。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 効果的な交通安全教育の実施

自転車の交通安全教育については、関係機関・団体等と連携し、スタントマンにより自転車事故を再現するスクエアード・ストレイト教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。また、二輪車の交通安全教育については、ベーシックライディングレッスンなどを通じて、二輪車の利用者として安全に道路を通行するために必要な技能及び知識の習得に向けた交通安全教育を実施する。

イ 教職員を対象とした交通安全講習会等の開催

学校における自主的な交通安全教育を推進するため、その指導に当たる教職員を対象とした交通安全講習会等を開催する。

ウ 主体的な交通安全教育の促進

関係機関・団体等と連携し、交通安全アドバイス集等を活用した自主的な安全教育の実施を促すとともに、自転車運転免許制度の導入など、自転車の安全利用意識を醸成する取組について働き掛ける。

(2) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

ア 交通安全教育を学級活動や学校行事等に位置付け、計画的に実施し、生徒が自ら交通事故防止に努めるようにする。

イ 交通事情の変動と生徒の通学の実態に応じて、通学路及び交通安全施設の安全点検を実施し、必要に応じて関係機関に整備を要望する。

ウ 学校における交通安全教育を推進するため、交通安全教室や自転車教育の実施を促進する。

エ 交通事故報告書より交通事故の実態把握と原因分析を行い指導に役立つようにする。

オ 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」を周知し、自転車の安全で適正な利用の促進を図る。

カ 自転車乗車時のヘルメット着用の努力義務やその他関連する法改正等について、適宜学校へ周知するとともに、適切な安全指導を推進する。

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

高等学校での交通安全教育の充実を図るため、

- ・交通安全に関する情報提供（資料配布など）
- ・自転車の安全利用、危険運転防止及びマナーアップの呼びかけ
- ・夜間の交通事故防止のため、明るい服装や反射材の着用促進

などを警察等と連携して実施する。

3 前年度の実績

(1) 警察

高校生に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
高校生	163 回	56,717 人

(2) 北九州市教育委員会（生徒指導課）

事業内容	実施状況	
	高等学校 1校	特別支援学校 8校
通学路の安全点検	1 校（100%）	8 校（100%）
交通安全教室や 自転車教室の実施	1 校（100%）	8 校（100%）
交通安全街頭指導	1 校（100%）	8 校（100%）

(3) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

高校1年生に対する自転車安全利用リーフレットの配布 約9,200名

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	5 成人に対する交通安全教育の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

自動車等の安全運転の確保の観点から、運転免許取得時及び運転免許取得後の運転者の教育を中心として行うほか、社会人、大学生等に対する交通安全教育の充実に努める。

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

運転者としての社会的責任の自覚、安全運転に必要な知識及び技術の習得、危険予測・回避能力の向上、交通事故被害者の心情等交通事故の悲惨さに対する理解、交通マナーの向上を目標に啓発に努める。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 飲酒運転の危険性及び悪質性並びにその代償を理解させる交通安全教育の推進を図る。

イ 運転者の社会的責任や安全運転に必要な知識・技能、交通安全意識・マナー等を理解させるため、視聴覚教材等を活用した効果的な交通安全教育に努める。

ウ 運転免許を持たない若者及び成人が、交通安全について学ぶ機会を設けるように努める。

3 前年の実績

(1) 警察

地域、職域における交通安全教育の実施状況（県下、令和6年中）

区 分 対 象	実施回数	対象人員
大学生等	142 回	25,109 人
社会人	2,922 回	91,843 人

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

四季の交通安全運動や交通安全イベント等による交通安全思想の普及徹底
交通公園における交通安全指導

区 分		園内	園外	合計
大学生等	回数	12	0	12
	人数	160	0	160
社会人	回数	5	0	5
	人数	45	0	45

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	6 高齢者に対する交通安全教育の推進（高齢運転者対策は3節1項5目）

1 計画の実施方針及び重点

加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解させるとともに、実践的技能、交通ルール等の知識を習得させる交通安全教育を推進する。

また、実施に当たっては、関係機関・団体との連携及び適切な役割分担により、体系的に推進する。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 高齢歩行者に対する交通安全教育

(イ) 自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育の推進

歩行者シミュレーター等の各種教育資機材を積極的かつ効果的に活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

(イ) 明るい服装及び反射材用品の着用促進

明るい服装及び反射材用品の視認効果や使用方法を理解させる参加・体験・実践型の交通安全教育及び広報啓発活動を推進する。

イ 高齢者宅訪問による個別指導の実施

交通安全講習を受講する機会の少ない高齢者に対しては、訪問型の個別指導を実施する。

ウ 高齢者の教育機会の拡充

(イ) 社会福祉協議会、老人クラブ等関係機関・団体のネットワークを活用し、交通安全講習への参加・募集活動を強化するとともに、交通安全情報等の積極的な発信に努める。

(イ) 地域交通安全活動推進委員による各種交通安全教育を行う。

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課、保健福祉局長寿社会対策課、消防局消防団課）

ア 交通安全教室等、高齢者の事故の特徴や身体的特徴に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。

イ 警察、各区交通安全推進協議会、市立年長者研修大学校などとの連携により、交通安全教室を開催する。

ウ 夜間の交通事故防止のため、視認性を高めることの重要性を認識させ、明るい服装や反射材の着用の促進を図る。

エ 薬剤師会と連携し、調剤薬局を訪れた高齢者に対して交通事故防止のワンポイント・アドバイスを記載した啓発物を配布する事業を実施し、交通安全に対する意識を向上させる。

オ 介護職員初任者研修を修了した消防団員が中心となり、一人暮らし高齢者世帯等を訪問し、防火・防災や家庭内での事故防止の指導、交通安全の啓発などを行うとともに、福祉に関する相談を関係機関につなぐなど、高齢者の安全・安心の向上を図る。

3 前年度の実績

(1) 警察

高齢者に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和6年中）

対象者	実施回数	実施人員
高齢者	4,717 回	43,274 人

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

高齢者交通安全ワンポイント・アドバイス事業の実施／調剤薬局等でのうちの配布
・調剤薬局 約550 店舗 うちわ配布数 20,000 本

交通公園における交通安全指導 (単位：回、人)

区 分		園内	園外	合計
高齢者	回数	5	1	6
	人数	69	80	149

実施機関：警察

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	1 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	7 障害のある人に対する交通安全教育の推進
1 計画の実施方針及び重点	
障害のある人に対し、交通安全のために必要な知識及び技能の習得のため、地域における福祉施設、福祉活動の場を利用するなどして、障害の程度に応じたきめ細かな交通安全教育を推進する。	
2 計画の内容	
(1) 特別支援学校等における交通安全教育への支援	
特別支援学校等において行われる交通安全教育が円滑に実施できるよう指導者の派遣、情報の提供等の支援を行う。	
(2) 交通安全指導員に対する支援	
一般財団法人日本福祉用具供給協会等の関係機関・団体と連携した講習会を実施するなど、電動車いす販売業者等を通じた利用者やその家族に対する交通安全教育を促進する。	

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2	交通安全思想の普及徹底						
項	1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進						
目	8	外国人に対する交通安全教育の推進						
1 計画の実施方針及び重点 外国人に対する交通安全教育として、我が国の交通ルール・マナー及び市内の交通情報に関する理解を深めるための施策を効果的に推進する。								
2 計画の内容 (1) 警察 外国人労働者を雇用している企業、留学生を受け入れている各種学校等と連携して、日常生活の中で利用頻度の高い自転車の乗り方や基本的な交通ルールを習得させるため、交通安全教育を推進する。特に、道路標識の意味など、日本国内の交通実態に即した適切な交通安全教育を推進する。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） 留学生等に、交通安全運動イベントへの参加を促し、体験しながら交通安全に関する知識と理解を深めるなど、効果的な啓発を行う。								
3 前年度の実績 (1) 警察 外国人に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和6年中） <table border="1"> <tr> <th>対象者</th><th>実施回数</th><th>対象人員</th></tr> <tr> <td>外国人</td><td>785 回</td><td>10,033 人</td></tr> </table>			対象者	実施回数	対象人員	外国人	785 回	10,033 人
対象者	実施回数	対象人員						
外国人	785 回	10,033 人						
(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） 交通公園における交通安全指導（単位：回、人） <table border="1"> <tr> <th>対象者</th><th>実施回数</th><th>対象人員</th></tr> <tr> <td>外国人</td><td>12 回</td><td>167 人</td></tr> </table>			対象者	実施回数	対象人員	外国人	12 回	167 人
対象者	実施回数	対象人員						
外国人	12 回	167 人						

実施機関：北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2	交通安全思想の普及徹底
項	1	段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
目	9	交通弱者の安全を確保する交通安全教育の推進
1 計画の実施方針及び重点 高齢者等の交通弱者保護の意識を高める交通安全教育・啓発を推進する。		
2 計画の内容 四季の交通安全運動や交通教室等で、運転者に対し歩行者優先義務を再認識させ、交通弱者の保護を含む自動車運転者の遵守事項等について周知を図る。		

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	2 効果的な交通安全教育の推進
目	
1 計画の実施方針及び重点 交通安全教育を行うに当たっては、受講者が、安全に道路を通行するために必要な技能及び知識を習得し、かつ、その必要性を理解できるようにするため、受講者の年齢等に応じた参加・体験・実践型の教育方法を積極的に活用する。	
2 計画の内容 (1) 警察 受講者の年齢や道路交通への参加の態様に応じた交通安全教育指導者の育成・確保及びシミュレーター等の教育機材の充実に努める。 さらに、交通安全教育の効果を確認し、必要に応じて教育の方法、利用する機材の見直しを行うなど、常に効果的な交通安全教育を推進する。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） 北九州交通公園において、警察のほか関係機関・団体と連携し、年齢層に応じた参加・体験型の交通安全教育を実施する。 歩行・運転・自転車シミュレーター等を活用し、着実に教育を推進する。	

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	1 交通安全運動の推進
1 計画の実施方針及び重点 (1) 警察 交通安全県民運動の重点に沿った警察活動を展開するとともに、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を展開する。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） 市民一人ひとりに交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、関係機関・団体と連携し、市民総ぐるみ運動を組織的・継続的に展開する。	
2 計画の内容 (1) 警察 交通安全県民運動の重点に沿った交通指導取締り、交通安全教育等を強化するとともに、関係機関・団体と連携し、交通安全キャンペーン等の広報啓発活動を実施する。 (2) 北九州市（市民文化スポーツ局安全・安心推進課） 四季の交通安全県民運動や各種キャンペーンにおいて、交通ルールの遵守や飲酒運転の撲滅などの広報啓発を行う。	
3 前年度の実績 (1) 警察 四季の交通安全県民運動における各種交通安全キャンペーン等、広報啓発活動の実施 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） 四季の交通安全県民運動や各種キャンペーンの実施	

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	2 横断歩行者の安全確保

1 計画の実施方針及び重点

運転者に対しては、横断歩道における歩行者優先義務を再認識させ、歩行者に対しては交通ルールの周知や自らの安全を守るための交通行動を促す等の対策を推進する。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 運転者に対しては、横断歩道手前の減速義務や歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導取締り等を推進する。

イ 歩行者に対しては、道路横断時の交通ルールを周知するとともに、運転者に対して手を上げるなど横断する意思を明確に伝え、安全確認をしてから横断するなどの自らの安全を守るための交通行動を促す交通安全教育等を推進する。

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

四季の交通安全運動や北九州交通公園、市の出前講演の交通教室等で運転者、歩行者それぞれの立場から、事故を起こさない、事故に遭わないための啓発、安全教育を実施する。

3 前年度の実績

(1) 警察

歩行者に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
歩行者	5,395 回	138,749 人

自動車に対する交通安全教育の実施状況（県下、令和6年中）

対象者	実施回数	対象人員
自動車	1,719 回	174,102 人

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

令和6年度出前講演 開催回数 11回 参加人数 404人
（年長者研修大学校を含む）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	3 自転車の安全利用の推進

1 計画の実施方針及び重点

自転車が道路を通行する場合は、車両としての交通ルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させるための交通安全教育等の充実を図る。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 交通ルールの周知に係る広報啓発活動の推進

全ての自転車利用者に対して、自転車に関する基本的な交通ルールを周知するため「自転車安全利用五則」を活用し、あらゆる広報媒体により周知を図る。

イ 全ての年齢層に対するヘルメット着用の促進

全ての自転車利用者に対し、あらゆる機会を通じて、乗車用ヘルメット着用の促進に係る広報啓発を図るほか、各種学校、自転車販売店等に対する働き掛けを推進する。

ウ 全ての年齢層に対する自転車安全教育の推進

自転車の交通違反がもたらす危険性、点検整備の重要性、自転車損害賠償責任保険への加入義務等についての理解促進を図るため、各年齢層に応じてスクアード・ストリート教育技法、自転車シミュレーター等を活用した参加・体験・実践型の自転車安全教育を推進する。

特に、小学校から高等学校等の教育機関に対しては、交通安全アドバイス集等を活用した教職員、保護者等による自主的な交通安全教育が実施されるよう働き掛ける。

また、令和6年度に県警察ホームページに構築した新規コンテンツ「eチャリ・ラーニング～自転車の学校～」を教育委員会をはじめとした関係機関・団体に周知及び活用を働き掛ける。

エ 事業者に対する交通事故防止対策の推進

飲食物等宅配代行サービス事業者に対しては、自転車事故等に関する情報を提供し、交通安全教室の開催を働き掛けるほか、配達員に対する街頭指導、飲食店等を通じた交通ルール遵守の呼び掛け等を推進する。

自転車販売店及びシェアリング事業者に対しては、自転車の交通ルールに関する啓発資料等を提供し、店員による自転車販売時、貸与時における広報啓発を働き掛ける。

オ 自転車運転者講習制度の周知及び適正な運用

自転車運転者講習制度の周知を徹底するとともに、自転車の危険行為を検挙した際には、危険行為登録に係る手続を確実に行うなど、同制度の適正な運用を図る。

カ 自転車の被視認性の向上

薄暮から夜間の時間帯にかけての自転車事故を防止するため、自転車の灯火の点灯を徹底し、反射材用品の取付を促進する。

キ 自転車に同乗する幼児の安全確保

自転車に同乗する幼児の安全を確保するため、保護者に対して幼児の同乗が運転操作に与える影響等を体感できる参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するほか、幼児二人乗り同乗用自転車のシートベルトの着用に係る広報啓発活動を推進する。

ク 自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした活動の推進

関係機関・団体と連動し、自転車指導啓発重点地区・路線を中心とした指導啓発活動等を推進する。

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

- ア 自転車の安全確保を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）の実施
 イ 県警等と合同による街頭啓発キャンペーンの実施
 ウ 北九州交通公園における自転車教室や小・中・高校への巡回交通安全教室を開催
 エ 自転車シミュレーターを活用した交通ルールやマナーの学習と自転車事故の防止や交通安全の啓発の実施
 オ 小学校高学年を主な対象とした北九州市自転車運転免許証制度（平成18年7月～）の実施
 カ 中学生全学年を対象とした自転車交通ルール検定の配布（PDFデータ）（中学校で実施）
 キ 小学生、中学生、高校生の全学年に自転車安全利用リーフレットを配布（PDFデータ）
 ク 「福岡県自転車の安全で適正な利用の促進及び活用の推進に関する条例」の周知

3 前年度の実績

(1) 警察

自転車利用者に対する交通安全教室の実施状況（県下、令和6年中）

区分	小学生	中学生	高校生	大学生等	社会人	高齢者	総数
回数	663	179	128	96	467	186	1,719
人数	50,478	45,216	52,357	10,383	12,433	3,235	174,102

【第57回交通安全こども自転車福岡県大会】

令和6年6月9日実施

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

- ・自転車の安全確保を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）の実施
- ・県警等と合同による街頭啓発キャンペーンの実施
- ・主に小学校高学年を対象とした北九州市自転車運転免許証制度を実施
- ・中学2年生を対象とした、自転車交通ルール検定の実施
- ・小学生全学年への自転車安全利用リーフレットの配布（PDFデータ）
- ・新高校1年生の入学時に自転車安全利用リーフレットを配布

交通公園における交通安全教育

ア 交通公園利用状況

区 分	令和6年度実績
来園者数	203,216 人
自転車利用数	108,719 人

イ 交通公園における団体への交通安全指導（自転車以外の交通安全教室を含む）

（単位：回、人）

区分		保育所・幼稚園	小学・特別支援学校	中学・高校・大学	高齢者	団体・その他	計
園内	回数	31	5	12	5	115	168
	人数	1,146	102	160	69	1,650	3,127
園外	回数	42	113	0	1	15	171
	人数	2,430	6,786	0	80	757	10,053
計	回数	73	118	12	6	130	339
	人数	3576	6888	160	149	2,407	13,180

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	4 飲酒運転撲滅に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

1 計画の実施方針及び重点

(1) 警察

飲酒運転の通報義務の周知を始めとする飲酒運転を許さない社会環境づくりを推進することにより「飲酒運転は絶対しない、させない、許さない、そして見逃さない」という社会気運の醸成と定着を図り、飲酒運転のない社会の実現を目指す。

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

県、警察や関係団体などと緊密に連携し、飲酒運転の撲滅に向けた効果的な広報・啓発活動を行い、「飲酒運転を絶対にしない、させない、許さない」そして「見逃さない」という市民意識の確立を図る。

2 計画の内容

(1) 警察

ア 飲酒運転取締りの強化

飲酒運転の取締りを強化するとともに、飲酒運転周辺者三罪等の捜査を徹底し、その責任を厳しく追及するなど、飲酒運転撲滅に向けた取組を推進する。

イ 飲酒運転を許さない社会環境づくりの推進

(イ) 飲酒運転撲滅機運の高揚

A 飲酒運転撲滅条例の周知及び効果的な運用の徹底

飲酒運転に係る通報義務のほか、特定事業者に対する飲酒運転防止措置など、福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例（平成24年福岡県条例第1号。「以下「条例」という。）の更なる周知を徹底し、規範意識の確立に努める。

また、飲酒運転者を検挙した際は、条例に基づく飲食店営業者その他事業者に対する通知に必要な運転者の身分の確認、運転目的、飲酒先等の調査を徹底する。

B 通報しやすい環境づくり

飲酒運転の撲滅に向けた取締りを強力に推進するため、飲酒運転のおそれのある車両を認めた際の110番通報等の具体的な通報要領について周知を図る。

なお、その際には、「飲酒運転でなかったとしても構いません。」「断片的な情報でも構いません。」等の呼び掛けを行い、躊躇なく110番通報ができる環境づくりに努める。

C 飲酒運転通報訓練の実施に向けた働き掛け

コンビニエンスストア、酒類提供飲食店等の特定事業者、タクシー又は自動車運転代行の事業者等には、飲酒運転通報訓練（以下「通報訓練」という。）のほか、通報訓練マニュアル動画、交通安全教育用VR等を活用した通報訓練の実施を積極的に働き掛け、飲酒運転の徹底検挙に資する確度の高い情報の収集に向けた環境づくりに努める。

通報訓練を実施した際には、当該事業所に訪れる来客者等の目に付く場所に飲酒運転通報訓練実施済ステッカーの貼付を依頼し、飲酒運転の抑止効果を高める。

D 関係機関・団体と連携した広報啓発活動の推進

キャンペーン等を実施する際は、自治体、企業等に対して積極的な情報提供、助言等を行うとともに、県警ホームページに掲載されている「飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツ」の積極的な活用を促すなど、効果的な活動となるよう配慮する。

E 自転車その他の小型モビリティ対策に対する飲酒運転抑止対策の推進

道路交通法の一部を改正する法律の施行により、令和6年1月1日から、自転車運転者による「酒気帯び運転」に対する罰則が創設されたことから、自転車運転者に対するあ

らゆる機会を通じた周知に努める。また、自転車その他の小型モビリティに係る飲酒運転を想定した通報訓練を実施するなど、自転車その他の小型モビリティに対する飲酒通報の定着化を図る。

(イ) 飲酒運転の危険性及び悪質性並びにその代償を理解させる交通安全教育の推進

あらゆる世代に対して、飲酒運転の危険性又は悪質性を実感させる交通安全教育用VR等を活用した参加・体験・実践型の講習を実施するほか、被害者、その家族の悲しみ等について理解させるため、具体的事故事例を用いた講習を実施する。

(ウ) 常習飲酒運転者対策の推進

あらゆる警察活動を通じて、アルコール依存症の疑いがある運転免許保有者の発見に努めるとともに、発見した場合には、行政処分等を迅速かつ的確に実施するため、運転免許試験課に確実に通報する。また、家族等の飲酒問題に悩む者を認知した際は、警察署等での相談対応のほか、保健所、精神保健福祉センター等のアルコール依存症の相談窓口を教示し、医療機関への受診を促す。

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

ア 飲酒運転撲滅を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）を実施する。

イ 飲酒運転撲滅週間等において、各種イベントや啓発活動を行うとともに、市政だより等での広報活動を行う。

ウ 飲酒運転撲滅の啓発DVD等の貸出しを行う

エ 小売酒販組合、税務署、警察署等と合同での未成年飲酒防止及び飲酒運転撲滅を目的とした街頭キャンペーンを実施する

3 前年度の実績

(1) 警察

ア 条例内容の周知に関する広報啓発活動（HP、SNS、広報誌等）

イ 県警ホームページ内に「飲酒運転撲滅スペシャルコンテンツ」を継続公開し、飲酒運転の危険性等を分かりやすく解説した漫画や動画を掲載

ウ 飲酒運転撲滅週間（8/25～8/31）における広報啓発活動

エ 交通安全教育用VR等を活用した交通安全教育

オ 飲酒運転の撲滅に向けた動画の制作及び配信

カ プロスポーツ団体・マスコットキャラクターと協働した広報啓発活動

(2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

ア 飲酒運転撲滅を重点項目に掲げての交通安全運動（年4回）を実施

イ 飲酒運転撲滅週間等において、各種イベントや啓発活動を行うとともに、市政だより等での広報活動を実施

ウ 飲酒運転撲滅の啓発DVD等の貸出し

エ 小売酒販組合、税務署、警察署等と合同での未成年飲酒防止及び飲酒運転撲滅を目的とした街頭キャンペーン

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	5 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトの正しい着用の徹底
1 計画の実施方針及び重点 シートベルトの着用効果及び正しい着用方法について理解を求め、全ての座席のシートベルト着用の徹底を図るため、四季の交通安全県民運動等の各種キャンペーン等と連動した広報啓発活動を実施する。	
2 計画の内容 (1) 警察 全座席のシートベルト着用、特に後部座席における着用の必要性・有効性を理解させるため、衝突実験等の映像による視覚的な交通安全教育、シートベルトコンビンサー等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、あらゆる機会及び媒体を活用した広報啓発活動を推進する。また、旅客運送事業者等に対して乗客のシートベルト着用の徹底を図るため、必要な指導を実施する。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） 四季の交通安全運動等でチラシを配布するなどし、全ての座席のシートベルト着用の定着化を呼びかける。	
3 前年度の実績 (1) 警察 ア 各種キャンペーンにおいて、啓発用品を配布するなどの広報啓発活動を推進した。 イ （一社）日本自動車連盟と協働し、シートベルトコンビンサーを活用した効果的な広報啓発活動を推進した。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） すべての座席のシートベルトの着用を重点項目に掲げての交通安全運動の実施	

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	6 チャイルドシートの正しい使用の徹底
1 計画の実施方針及び重点 チャイルドシートの着用の必要性を理解させるため、衝突実験の映像やシートベルトコンビンサー等を活用するとともに、正しいチャイルドシートの取付け方法、正しい着座姿勢についても認識させる。 2 計画の内容 (1) 警察 幼児・児童の保護者等に対し、チャイルドシートの必要性を理解させるため、幼稚園、保育所、病院等と連携した効果的な広報啓発・指導に努め、チャイルドシートの正しい取付け方法及び正しい着座姿勢の周知徹底を図る。 なお、6歳以上であっても、体格等の状況により、シートベルトを適切に着用させることができないこどもへのチャイルドシートを使用させることについて、広報啓発に努める。 また、民間団体等が実施している各種支援制度の活用を通じて、チャイルドシートを利用しやすい環境づくりを促進する。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） 四季の交通安全運動等でチラシを配布するなどし、チャイルドシートの着用徹底を呼びかける。 3 前年度の実績 (1) 警察 交通安全講習、街頭活動等を通じて啓発物を配布するなどの広報啓発活動を促進した。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） チャイルドシートの着用を重点項目に掲げての交通安全運動の実施	

実施機関：警察 北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	7 反射材用品等の普及促進
1 計画の実施方針及び重点 高齢歩行者及び自転車の利用者等を対象とした、薄暮から夜間の時間帯における交通事故防止に効果が期待できる明るい色の服装及び反射材の着用促進を図る。 2 計画の内容 (1) 交通安全教育の推進 明るい色の服装及び反射材の視認効果の理解を深めるため、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施する。 (2) 効果的な広報啓発活動 明るい色の服装及び反射材の普及促進に際しては、特定の年齢層に偏ることなく全年齢を対象とし、日常的な明るい色の服の着用及び衣服、靴、鞆等の身の回り品へ反射材を取り付ける取組を推奨するとともに、各種広報媒体を通じて明るい色の服及び反射材の効果について積極的な広報啓発活動を展開する。 3 前年度の実績 交通安全講習、街頭活動、各種イベント等における啓発や各種広報媒体の活用などを通じて明るい服装や反射材の着用を促進した。	

実施機関：北九州市（保健福祉局地域医療課・医務薬務課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	8 危険ドラッグ等薬物乱用防止対策の推進
1 計画の実施方針及び重点 覚醒剤、麻薬、大麻等の薬物の乱用防止に関する啓発や、危険ドラッグの危険性・有害性に関する普及啓発を図る。 2 計画の内容 国、福岡県、関係団体・機関と協力し、危険ドラッグ等薬物の危険性に関する正確な知識に基づき行動することができるよう、街頭啓発を実施するとともに、小中学校での啓発活動など広報啓発を実施する。また、関係機関で構成する北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部薬物等乱用防止対策部会を開催し、情報交換と効果的な啓発活動の検討などをおこなう。 3 前年度の実績 (1) ダメ。ゼッター。」普及運動ヤング街頭キャンペーン（荒天により中止） (2) 若者が集まるイベント等の機会を利用した薬物乱用防止の啓発 『小倉城eスポーツフェスティバル2024』会場内での啓発グッズ配布・小倉城石垣への啓発動画の映写、市のイベント（『ゆめみらいワーク』や学校行事など）での啓発グッズ配布	

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	9 効果的な広報の実施
1 計画の実施方針及び重点 報道機関、ホームページ等あらゆる広報媒体を活用し、市民の交通安全に対する意識及び交通マナーの向上に資する情報発信活動を推進する。	
2 計画の内容 報道機関、自治体、関係機関・団体等に対し、交通事故の発生状況、交通事故抑止に資する情報等をタイムリーに提供するとともに、ホームページ等を活用した情報発信を行い、市民の交通安全に対する意識の向上を図る。	
3 前年度の実績 ホームページ等あらゆる広報媒体を活用し、関係機関・団体に対する交通安全情報の提供及び発信に努めた。	

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	3 交通安全に関する普及啓発活動の推進
目	10 その他の普及啓発活動の推進
1 計画の実施方針及び重点 (1) 市民に交通事故防止に必要な情報を提供し、交通安全意識の高揚を図る。 (2) あらゆる年齢層に加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響について啓発し、高齢者を保護する気運の醸成を図る。	
2 計画の内容 (1) 市民が交通事故の発生状況を認識し、交通事故防止に関する意識の啓発等を行うことができるよう、地図情報システム等を活用した総合的な交通事故分析を推進し、インターネット等の各種広報媒体を通じて交通事故に関する情報の提供に努める。また、自動車ユーザー、自動車運送事業者などに適時適切に情報提供することで、関係者の交通安全に関する意識を高める。 (2) 先進安全技術を備えた自動車について、販売事業者等と連携した広報啓発活動を行い、当該装置の機能や使用上の注意点の理解の促進に努める。 (3) 高齢者の交通事故防止に関する市民の意識を高めるため、高齢運転者標識の普及・活用を図り、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響についての広報啓発活動を積極的に行う。また、他の年齢層に高齢者の特性を理解させるように努めるとともに、高齢運転者標識を取り付けた自動車への保護意識を高めるよう努める。 (4) 二輪車運転者の被害軽減を図るため、プロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解増進に努める。 (5) 特定小型原動機付自転車の交通ルール周知及び安全利用の推進 四季の交通安全県民運動における啓発など、県警察、関係機関等と連携し、特定小型原動機付自転車の交通ルールや安全利用についての周知に努める。	

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	4 交通の安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
目	
1 計画の実施方針及び重点 交通安全を目的とする民間団体については、交通安全指導者の育成等の事業及び諸行事に対する支援及びに交通安全に必要な資料の提供を充実させる。 また、各団体のリーダーによる交通安全活動が活発に展開されるよう、団体相互間の連絡協力体制を強化するとともに、これらの団体の自主活動が真に効果的なものとなるよう助言を行うほか、積極的に資料を提供して、交通安全組織・団体の活性化に努める。	
2 計画の内容 (1) 警察 ア 自治体、関係機関・団体等に対する働き掛け 関係機関・団体等については、それぞれの立場に応じた交通安全活動が行われるよう、適時、交通事故及び交通安全に関する情報を提供するなど働き掛けを行う。 イ 飲酒運転の撲滅に向けた推進基盤の整備 「飲酒運転撲滅の日」（毎月25日）及び「飲酒運転撲滅週間」（8月25日～8月31日）における取組等、飲酒運転撲滅条例に基づく自治体等の自主的な活動を促進するほか、企業等に対し、積極的な情報提供、支援活動等を行い、各団体による自主的な活動を促進する。 ウ 交通関係団体の自主的な交通安全活動の推進 交通安全に関する資料を積極的に提供するなどして、交通安全協会等の関係団体及び地域交通安全活動推進委員協議会の自主的な交通安全活動を促進する。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） 各種団体に対する支援 交通安全活動の活発化を図るため、各区の交通安全推進協議会や各地区の交通安全協会のほか公益社団法人福岡県交通遺児を支える会に対し、財政支援を行う。	
3 前年度の実績 (1) 警察 「四季の交通安全県民運動」、「飲酒運転撲滅週間」等において、市や関係機関・団体等と協働して各種交通事故防止及び飲酒運転撲滅に向けたキャンペーン等の広報啓発活動を実施した。 (2) 北九州市（総務市民局安全・安心推進課） 各種団体に対する支援 交通安全活動の活発化を図るため、各区の交通安全推進協議会や各地区の交通安全協会のほか公益社団法人福岡県交通遺児を支える会等に対し、財政支援を行った。	

実施機関：警察、北九州市（総務市民局安全・安心推進課）

節	2 交通安全思想の普及徹底
項	5 地域における交通安全活動への参加・協働の推進
目	
1 計画の実施方針及び重点 交通の安全は、市民の安全意識により支えられることから、市民自らが交通安全に関する自らの意識改革を進めることが重要である。 このため、交通安全思想の普及徹底に当たっては、行政、民間団体、企業等と市民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、市民の参加・協働を積極的に進める。	
2 計画の内容 あらゆる広報媒体を活用して交通事故や交通安全に関する情報を提供するとともに、関係機関・団体等と連携し、地域の実情に応じた交通安全の取組を推進する。	